

協和界面科学株式会社との民事訴訟についてのご報告

この度は、弊社ソフトウェアに係わる訴訟につきまして、お客様をはじめとし関係者各位の皆様にご迷惑ご心配をおかけしておりますこと深くお詫び申し上げます。

先日第一審の判決が出たことを踏まえ、弊社の見解をここにご報告申し上げます。

●経緯

弊社は平成21年4月に、従来の側面観測による接触角計に上面観測を加えた新たなぬれ性評価手法を確立し広めるとい志により、協和界面科学株式会社（以下原告）の元社員が設立致しました。

弊社は前述の上面観測に関する部分では特許を取得しており、原告により特許無効請求が二度行われましたが二度とも請求は成り立たないという審決を得ており、特許は現在も有効であると認められています。

しかしながら、弊社ソフトウェアのプログラマーと原告ソフトウェアのプログラマーが同一人物であることが、原告の疑惑を生じさせる結果となりました。

本訴訟の前に原告より仮処分申請が出されました。そこで原告によって指摘されたのは、弊社旧ソフトウェア（Ver.1.2.0以前）の一部箇所（約7%）となります。原告指摘箇所の記述については、弊社プログラマー自身が構築したアイデアの記述であり、その保有する技術や能力である（表現上の類似点はプログラマーの癖の現れでしかない）という認識をもって記述されたものでした。弊社は論争の早期終結のため、懸念される箇所を新たに記述し直し、新ソフトウェア（ver.1.3.0以降）に変更いたしました。それを元に原告と和解する方向となりましたが、原告が仮処分を取り下げたことで和解は実現せず、改めて原告によって訴訟を起こされたという次第です。

●一審判決について

平成26年4月24日、新バージョン（平成22年10月以降）について著作権法違反を否定する判決が下されました（下記判決文44頁～48頁）。（なお、旧バージョンについては、残念ながら、原告の職務著作物としてプログラマーの同一性に基づく類似点にも著作権法違反が認められてしまいました。）

現在販売しておりますソフトウェア i2win（新バージョン）は、どうぞご安心してご購入・ご使用いただけますのでよろしくお願い申し上げます。

尚、判決全文は下記載判所ホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20140606120443.pdf>

本件に関しまして、ご不安な点ご質問等ございましたら弊社までご連絡をお願い致します。

最後に、今回の訴訟によってご迷惑ご心配をおかけしておりますこと、重ねてお詫び申し上げます。今後はより一層の品質向上に努め、ぬれ性評価における一翼を担えるよう精進して参ります。

平成26年7月2日
株式会社ニック
代表取締役 新谷陽一